

第 5 回宇都宮市景観審議会議事録

平成 23 年 10 月 26 日

午後 2 : 00 ~

宇都宮市教育センター

研修室 501・501

出席委員	<p>1号委員（学識経験者） 藤本信義会長，岡田義治副会長，赤羽薫委員，上田由美子委員， 梶原良成委員，小花伸子委員，山島哲夫委員</p> <p>2号委員（関係団体代表） 岡田豊子委員，橋本理委員</p> <p>3号委員（関係行政機関） 小路泰広委員，井澤清二委員 竹村政之委員（代理：國見勝彦）</p> <p>4号委員（市民公募） 伊澤志乃婦委員，富健治委員 （計 14名）</p>
欠席委員	<p>2号委員（関係団体代表） 高梨道太郎委員，増淵薫委員，渡辺政行委員 （計 3名）</p>
出席幹事	<p>大島一夫幹事，田辺義博幹事（2名）</p>
事務局	<p>大貫真一書記，江口英男書記，松井義幸書記，磯奈央美書記， 藤田寛貴書記 （5名）</p>

<1. 開会>

書記 では、只今から、「第5回宇都宮市景観審議会」を開会いたします。

<2. 部長あいさつ>

書記 はじめに、都市整備部長より、ごあいさつ申し上げます。

大島幹事

開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。
委員の皆様には、何かとお忙しいところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、本市では「第5次宇都宮市総合計画」の目標を実現すべく、まちの魅力を高める都市空間の創出に向けた「魅力ある景観づくり事業の推進」を重点施策の一つに掲げ、市内各地域の魅力を活かした景観づくり、市民の主体的な景観づくりを進めているところであります。

その具体的な本市の取組につきましては、「宇都宮市景観計画」及び「景観条例」に基づき、色彩景観ガイドラインの策定や屋外広告物規制誘導、また景観アドバイザー制度や助成制度の創設など様々な取組を進めています。本日のテーマであります景観に関する地区指定もそのひとつであります。

今後は、これらの制度を有効に活用しながら、地域特性に応じた魅力ある景観づくりを推進してまいりたいと考えております。

本日は、白沢地区の「景観形成重点地区」の指定の素案内容について、ご審議いただきたいと考えております。白沢地区は宇都宮市の北東（旧河内町）に位置し、旧奥州街道の宿場であった白沢宿がある地区です。現在も、宿場町の風情が残され、周辺には豊かな田園風景が広がっています。

この重点地区の指定につきましては、地元住民と関係行政機関によって「白沢地区景観づくり推進協議会」を組織し、ワークショップなどにおいて意見交換を重ね、素案をまとめたところでもあります。

本日お集まりの委員の皆様方には、素案に対しまして、様々な観点から、ご意見、ご提言をいただきたいと考えておりますので、ご指導ご支援のほど、宜しくお願い申し上げます。

<資料確認>

書記 ありがとうございました。

書記 次に、本日の会議資料について確認させていただきます。

先日，送付いたしました，

- ・ 第 5 回宇都宮市景観審議会次第
- ・ 宇都宮市景観審議会委員名簿
- ・ 諮問書
- ・ 諮問事項 1 「宇都宮市景観計画の変更（素案）について」
- ・ 資料 1 「景観形成重点地区の指定に伴う宇都宮市景観計画の変更（素案）について」 A 3 版
- ・ 参考資料 1 「景観形成重点地区の規制の仕組み」
- ・ 関係資料「宇都宮市景観審議会関係資料」
- ・ 報告事項 1 「次期景観施策について」
- ・ 資料 2 「景観施策体系図」

となります。

また，本日の配布資料といたしまして，

- ・ 参考資料 2 「白沢地区の現況写真」

となります。

以上不足しているものがありませんでしたら，お知らせください。
よろしいでしょうか。

<3. 委員紹介>

書記

本審議会は，今年の 6 月の改選に合わせまして，広く市民の意見を取り入れていくため，新たに市民公募委員を 2 名選任し，改選後，初めての審議会となります。

ここで，改めまして，委員の皆様のご紹介と，幹事・事務局職員の紹介をさせていただきます。

お手元の「宇都宮市景観審議会委員名簿」をご覧ください。

はじめに，委員の皆様をご紹介いたしますので，恐れ入りますが，ご起立をお願いいたします。

第 1 号委員として，学識経験者のお立場でご出席いただいております，

赤羽 薫（あかばね かおる）委員です。

同じく，上田 由美子（うえだ ゆみこ）委員です。

同じく，岡田 義治（おかだ よしはる）委員です。

同じく，梶原 良成（かじはら よしなり）委員です。

同じく，小花 伸子（こはな のぶこ）委員です。

同じく，藤本 信義（ふじもと のぶよし）委員です。

同じく，山島 哲夫（やましま てつお）委員です。

次に，第2号委員として，関係団体からご出席いただいております，

岡田 豊子（おかだ とよこ）委員です。

同じく，橋本 理（はしもと ただし）委員です。

次に，第3号委員として，関係行政機関からご出席いただいております，

小路 泰広（しょうじ やすひろ）委員です。

同じく，井澤 清二（いざわ きよじ）委員です。

同じく，

竹村 政之（たけむら まさゆき）委員の代理としまして
國見勝彦（くにみ まさひこ）委員です。

次に，第4号委員として，市民公募からご出席いただいております，

伊澤 志乃婦（いざわ しのぶ）委員です。

富 健治（とみ けんじ）委員です。

委員の皆様方には，今後何かとお世話になりますが，よろしく
お願い申し上げます。

<幹事及び 事務局紹介>

書記

続きまして，幹事及び事務局職員を紹介いたします。

まず，幹事の紹介をいたします。

都市整備部長の大島（おおしま）です。

都市計画課長の田辺（たなべ）です。

続きまして，書記の紹介をいたします。

都市景観グループ係長の江口（えぐち）です。

都市景観グループ総括主査の松井（まつい）です。

都市景観グループ主任主事の磯（いそ）です。

都市景観グループ技師の藤田（ふじた）です。

最後に私，都市計画グループ係長の大貫（おおぬき）です。

よろしく申し上げます。

<定足数報告>

書記

ここで，事務局より本会の成立についてご報告いたします。

書記 本日の会議でございますが、現在出席委員は14名でございます。これは、宇都宮市景観条例施行規則第3条にございます『審議会は委員の過半数の出席をもって開催する』旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。

書記 事務局の説明のとおり、本会議は成立しておりますので、ただいまから議事に入ります。

<傍聴者有無>

書記 続きまして、事務局より本日の傍聴定員の報告をいたします。

書記 本日、傍聴者はありません。

<4. 議事>

書記 それでは、早速「4. 議事」に入らせていただきます。

本日の会議でございますが、宇都宮市景観条例施行規則第3条により『会議は会長が議長となる。』とありますが、本日は、委員委嘱後最初の会議でございますので、まだ議長の職務を行う方がいらっしゃいません。つきましては、議長が決定するまでの間、事務局で議事を進行してまいりたいと存じます。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

<議長選出>

書記 ありがとうございます。

それでは、会長及び副会長の選出でございますが、宇都宮市景観条例施行規則第2条により『委員の互選による。』とございます。委員の皆様、ご意見ございますか。

赤羽委員 今回は、新たに選任された市民公募委員以外の委員の皆様は継続となっておりますことから、前期の会長である藤本信義委員、副会長である岡田義治委員を引き続き推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

書記 只今、赤羽委員から藤本信義委員を会長に、岡田義治委員を副会長に推薦する旨のご意見がございました。他にご意見ございますか。

他にご意見がないようですので、お諮りいたします。

当審議会の会長として藤本信義委員を、副会長として岡田義治委員を選出することについて、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

書記 ご異議がないようですので、藤本信義委員を会長に、岡田義治委員を副会長に選出することに決定いたします。

書記 それでは、議長を藤本会長にお願いいたします。

<会長挨拶>

藤本会長 只今、会長に推薦いただきました藤本です。

宇都宮市では1991年に宇都宮市都市景観基本計画を作成し、その20年後、平成20年に景観計画を施行し、景観づくりを推進しているところですが、今年の6月には新たに大通りの池上町地区が景観形成重点地区に指定されました。これにより魅力ある景観づくりが、市民、事業者、行政の協働でさらに進められることと期待しております。また、当審議会におきましても、委員の皆様のご意見の忌憚のないご意見をいただきながら、効率的に会議を進めたいと思っておりますので、副会長ともどもご協力よろしくお願い申し上げます。

<議事録>

<署名委員指名>

藤本会長 それでは、会議次第に従い会議を進めてまいります。まず、当運営要領第3条に基づきまして、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、小花伸子委員と山島哲夫委員の両名を指名いたします。よろしくお願い申し上げます。

<審議>

藤本会長 それでは、議事に入ります。

まず、事務局より説明をいただき、その後、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。事務局より説明をお願いします。

田辺幹事 それでは、まず諮問書をご覧ください。

本日の諮問の内容ですが、諮問事項(1)「宇都宮市景観計画の変更(素案)」についてであります。これは、今後、景観形成重点地区の指定等の手続きを進めるにあたり、素案の段階で審

議会の意見を求めるものでございます。

それでは、諮問事項(1)「宇都宮市景観計画の変更(素案)について」ご説明いたします。

変更の内容は、白沢地区の景観形成重点地区の指定、及び広告物景観形成地区の指定の素案についてでございますが、まず、素案の説明に入る前に、景観形成重点地区の規制の仕組みについて、あらかじめ、説明させていただきます。

参考資料1をご覧ください。

「1 概要」ですが、景観形成重点地区は、宇都宮市の顔にふさわしい地区を「宇都宮市景観計画」及び「宇都宮市景観条例」に基づき、景観形成の方針やルール(色彩、デザイン、緑化など)を定め、重点的に景観づくりを進める地区指定制度であります。

次に、「2 景観形成に関する地区指定制度」であります。現在、市全域が景観計画の区域となっておりますが、その中でも、特に「宇都宮の特徴を有し、本市の顔としてふさわしい地区」を「景観形成重点地区」として指定する取組みを進めております。こちらの第1号として「宇都宮駅東口地区」を指定し、平成20年10月から施行し、第2号として「大通り池上町地区」を指定し、平成23年7月から施行しております。

また、住民の発意により「地域の住民自ら積極的に景観づくりを取り組む地区」を「景観形成推進地区」として指定し地域の景観づくりを支援しております。こちらは、「中里原地区」を指定し、平成22年1月から施行しております。

次に、「景観形成重点地区の特徴」ですが、「3 一般の地区と景観形成重点地区の規制の仕組み」の図解もあわせてご覧ください。

1点目の特徴は届出対象規模についてですが、全ての建築物等が届出対象となることで、きめ細やかな景観形成が図れることです。

2点目の特徴は届出・審査の流れについてですが、不適合に対しては、景観審議会の意見を聴き、変更命令等を行うことができるようになります。さらに、変更命令等に従わない場合に

は、罰則を適用することができるため、良好な景観を保持することができます。

3点目の特徴は助成制度についてですが、景観計画に適合する修景工事に対する助成制度がございます。

以上で、景観形成重点地区の規制の仕組みについての説明を終わります。

では、議案の説明をさせていただきます。諮問事項1をご覧ください。

議案は、「宇都宮市景観計画の変更（素案）」についてでございます。

まず、本日の審議会の趣旨ですが、宇都宮市景観計画の変更（素案）について諮問するもので、変更の内容としては、次の2点になります。

1点目は、景観形成重点地区の指定（素案）について

2点目は、広告物景観形成地区の指定（素案）についてでございます。

次に、「1 変更の理由」でございますが、今回、指定を予定している白沢地区は、宇都宮市の北東に位置し、旧奥州街道の第一の宿であった「白沢宿」のまちなみがあり、東部には田園集落が広がり、「歴史」と「自然」が調和した景観が形成されております。

また、地区住民を中心に故郷づくりや宿場の保存活動などが積極的に進められており、これらのまちづくりの機運に合わせ、地区の特徴を活かした景観づくりの取組みを進めているところであります。

このような中、魅力ある白沢地区の実現に向け、この地区の歴史や自然を活かした景観を保全し、より一層の景観の形成を進めるため、「景観形成重点地区」に指定し、併せて屋外広告物の許可基準を定めるため、屋外広告物条例に基づく「広告物景観形成地区」を同時指定するものであります。

次に、「2 策定経過」でございますが、これまでも、白沢地区では地区住民活動団体である「奥州街道白沢宿の会」等がま

ちづくりに積極的に取り組んでいる経緯がありましたので、これらまちづくりの機運に合わせた景観づくりに取り組むため、平成21年8月に、地元住民組織である「白沢地区景観づくり検討会」を組織し、ワークショップなどを行ない、平成22年3月に「白沢地区景観づくり方針」を作成いたしました。

この方針の実現に向け、平成22年8月に、検討会に係る行政機関を加え、「白沢地区景観づくり推進協議会」へと推進体制を強化し、ワークショップや説明会など地元の方と意見交換を進めながら、「白沢地区景観づくり方針」を基に、景観形成重点地区の素案をまとめてきたところであります。なお、この素案については、今年9月に区域内の権利者に内容をお知らせし、説明会を開催したところであります。

次に、「3 景観形成重点地区等の内容及び特徴」でございますが、詳細につきましては、資料1となります。

それでは、資料1に基づき説明させていただきます。

では、資料1「景観形成重点地区の指定に伴う宇都宮市景観計画（素案）について」をご覧ください。

左上に白沢地区のイメージ図がございますが、こちらは、将来の景観像をイメージしたものです。

右上の枠の部分は、先ほど、説明しました変更の理由になりますので、省略いたします。

まず、「1 景観形成重点地区の区域」ですが、区域については、図で示した範囲となりまして、白沢町地内のうち、旧奥州街道の宿場町の風情を残す「白沢宿エリア」と、その東部に広がる田園景観の「白沢宿周辺エリア」が対象範囲となり、約165ヘクタールとなります。

こちらの説明につきましては、現況の写真を資料3にまとめておりますので、併せてご覧ください。

エリアの現況をご説明いたします。

まず、白沢宿エリアですが、旧奥州街道の沿道のまちなみには、歴史を感じる建物や敷地割が残されており、地元住民による水車や屋号の整備、掘割の清掃活動などが進められ、宿場町の風情が感じられるまちなみをつくりだしています。また、工

リアの西側高台にある白髭神社からは宿場町から東部に広がる田園風景まで一望することができます。

次に、白沢宿周辺エリアですが、水と緑豊かな西鬼怒川などの河川景観や、四季の彩りを感じる田園景観が広がります。また、水辺と農地と花のある白沢公園は市民の憩いの場となっています。

続きまして、資料1に戻りまして、「2 景観形成重点地区の目標及び方針」ですが、白沢地区共通の目標として「歴史・自然・文化」が一体となった景観を「ふるさとの記憶」として伝承」を掲げております。

次に、「エリア毎の景観形成の目標及び景観形成の方針」ですが、まず、白沢宿エリアの目標として、「歴史的な趣きと緑豊かな、伝統の感じられる宿場町の風景の創出」を掲げています。

方針としては5点掲げておりまして、まず1点目は、「歴史的な記憶をとどめる建物等を保全・活用する。」2点目は、「継承されてきた特徴ある敷地形状を守り、活かす。」3点目は、「宿場町の風情のあるまち並み景観を創出する。」4点目は、「水と緑により、楽しく歩ける歩行空間を演出する。」5点目は、「伝統ある文化の継承と、地域力を活用した賑わい景観を創出する。」であります。

次に、白沢宿周辺エリアの目標として、「四季の彩りを感じる、水と緑あふれる田園風景の保全」を掲げています。

方針としては4点掲げておりまして、まず1点目は、「緑豊かな田園風景にとけこむ、落ち着きのある佇まいを大切にする。」2点目は、「旧奥州街道の連続性を活かした、落ち着きのある沿道空間を形成する。」3点目は、「水質の維持とともに、うるおいある水辺空間の創出に努める。」4点目は、「生活空間の場としての良好な景観づくりに努める。」であります。

これにより、白沢全体としての歴史と自然、文化が一体となった魅力ある景観を形成してまいります。

続きまして、「3 良好な景観形成のための行為の制限」ですが、まず「(1)届出対象行為」ですが、種別、として、建築物、工作物の新築、増築、改築若しくは移転につきましては、「建築確認が必要なものすべて」を対象としております。

次に、種別、として、建築物及び工作物の外観を変更するこ

ととなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更につきましては、「上記のととの対象行為のうち、変更の範囲が建築物、工作物の全体の2分の1を超えるもの」を対象としております。

また、経過措置についてですが、景観形成重点地区指定の時点で、すでに建設されている建築物・工作物・屋外広告物については、次の更新時、建築物・工作物について建替え・修繕、色の塗替えの際、屋外広告物については表示内容・デザインの変更の際に、景観形成基準が適用されます。

以上が、届出対象行為となります。

次に「(2) 建築物及び工作物に関する行為の制限」ですが、こちらが景観形成基準にあたります。

まず、白沢宿エリアの敷地の規模・形状についての基準ですが、「継承されてきた宿場町の特徴ある敷地形状が作りだすまちなみを維持するため、敷地形状の変更は行わないように努める。」と規定し、短冊状の敷地形状が創りだすまちなみの連続性の保全を目指しております。

次に、敷地の境界部の基準ですが、白沢宿エリアにおいては、「塀や柵は、生垣又は木材を使用したものとし、高さは視線の通る1.5m以下とする。」白沢宿周辺エリアにおいては、「旧奥州街道に面する塀や柵は、白沢宿からのまちなみの連続性に配慮し、生垣又は木材や石材などの自然素材を使用したものとする。」両エリア共通としては、「旧奥州街道に面する境界部において、建築物が後退している場合や空地、駐車場とする場合は、まちなみの連続性に配慮し、塀や生垣等の設置に努める。」と規定し、塀の素材を自然素材にすることで歴史的なまちなみに調和させ、連続性を持たせることで統一感のあるまちなみの創出を目指しております。

次に、白沢宿エリアの建築物の高さの制限の基準ですが、「原則、周辺のまちなみや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。」と規定し、白髭神社からの眺望景観などの保全を目指しております。

次に、白沢宿エリアの建築物及び工作物等の形態意匠の形態の基準ですが、4つございまして、まず一つ目が、「歴史的な風

情を残す建築物の外観や，大谷石を活用した石蔵などの保全・活用に努める。」と規定し，歴史的な景観の保全を目指しております。

続きまして，その他の3つの基準ですが，「宿場町の歴史的な趣きに配慮し，和風デザインを採用するなど，周囲の景観と調和のとれた意匠とする。」，「木材や石材などの自然素材を効果的に使用し，宿場町の風情の演出に努める。」，「屋根は2方向以上に勾配を有する形態に努め，素材については和風感のある瓦又はそれに準ずるものとする。」と規定し，歴史性に配慮した和風の形態意匠により宿場町の風景の創出を目指しております。

次に，白沢宿周辺エリアの建築物及び工作物等の形態意匠の形態の基準ですが，2つございまして，まず一つ目が，「緑豊かな田園景観に配慮し，木材や石材など自然素材を使用するなど，周囲の景観に調和した落ち着いた意匠とする。」，二つ目が，「大谷石を活用した石蔵などの，保全・活用に努める。」と規定し，落ち着いた形態意匠により田園景観の保全を目指しています。

次に，白沢宿エリアの建築物等の色彩の基準ですが，「外壁・屋根の色彩は歴史的な風情に調和するもとし，基調色は別表1のとおりとする。ただし，自然素材を着色せずに使用する場合，アクセントカラーとして外壁の5%以内の範囲において慎重に用いる場合は，この限りではない。」と規定し，具体的な色彩の範囲については，ページ右側の「建築物及び工作物の色彩基準について」別表1に示している範囲となります。これにより，宿場町の風情を活かした温かみのある景観形成を目指しております。

次に，白沢宿周辺エリアの建築物等の色彩の基準ですが，「外壁・屋根の色彩は田園風景に調和するもとし，基調色は別表2のとおりとする。ただし，自然素材を着色せずに使用する場合，アクセントカラーとして外壁の5%以内の範囲において慎重に用いる場合は，この限りではない。」と規定し，具体的な色彩の範囲については，ページ右側の「建築物及び工作物の色彩基準について」別表2に示している範囲となります。これにより，緑豊かな田園風景の保全を目指しております。

具体的な色彩誘導イメージは，ページ右下の図のように考えております。

次に、両エリア共通の設備機器の基準ですが、「室外機等の設備機器は道路からの見え方に配慮し、直接見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、植栽や格子などで目隠し修景を施すように努める。」と規定し、景観形成を阻害しないよう配慮しています。

次に、両エリア共通の照明の基準ですが、「柔らかな光源色の落ち着いた照明を採用し、情緒ある夜間景観の演出に努める。」と規定し、夜間景観の演出にも配慮しています。

次に、両エリア共通の自動販売機の基準ですが、「旧奥州街道に面した設置は極力避ける。設置する場合は、周囲の景観と調和した色彩やデザインとする。」と規定し、景観形成を阻害しないよう配慮しています。

次に、緑の保全・緑化等の基準ですが、白沢宿エリアにおいては、「崖線の斜面緑地や寺社などの貴重な樹木、地区のシンボルとなる樹木を保全・活用する。」、「通りを流れる掘割の適正な維持、管理をし、水と緑が調和した潤い景観形成に努める。」と規定し、水と緑による潤い景観形成を目指しています。

次に、白沢宿周辺エリアにおいては、「寺社などの貴重な樹木を保全・活用する。」、「河川沿いの緑を保全し、水と緑の調和した潤いある河川景観の形成に努める。」、「屋敷林の維持・保全に努める。」と規定し、田園風景に調和した水と緑の豊かな景観形成を目指しています。

次に、両エリア共通としては、「有効空地、敷地の空地部分、敷地内の道路に面する部分などには、良好な景観を形成するための植栽等を積極的に行う。」、「季節感のある花や緑を用い、まちなみを彩る修景植栽とし、潤いを与える演出に努める。」と規定し、緑豊かな景観形成を目指しています。

最後に、その他としまして、市全域の景観計画の届出対象行為であります大規模行為に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容についても遵守するものとなります。

以上が，建築物・工作物の景観形成基準となります。

続きまして，次ページに移りまして

「(3)屋外広告物の表示・掲出に関する行為の制限」であります
が，まず，共通基準としまして，屋外広告物の意匠ですが，白
沢宿エリアにおいては，「歴史的なまち並みに調和した和風の意
匠などを用い，落ち着いた意匠とする。」，白沢宿周辺エリアに
おいては，「周辺の建物や田園景観との調和がとれた意匠とす
る。」，両エリア共通としては「色彩は，地色（文字以外の部分）
を無彩色または茶系とし，表示部分は高彩度色の使用を避け，
周囲の景観に調和したものとする。（別表3）ただし，自然素材
を着色せずに使用する場合は，この限りではない。また，使用
できる色彩数（地色を含む）は3色以内とする。素材について
は，木や石などの自然素材，それに類するものの使用に努める。」
と規定し，使用できる色彩の範囲や数を抑えることで，歴史的
なまちなみや田園景観に配慮した景観形成を目指しておりま
す。

ここで，高彩度色の具体的な色彩の範囲については，ページ
右側の「地色以外の部分で使用できる色彩の範囲」に示す範囲
となります。

具体的な色彩誘導イメージは，右中央の図「基準に合わせた
色彩使用のイメージ」のように考えております。

次に，総表示面積の基準ですが，白沢宿エリアにおいては，
「1敷地内の表示面積の合計は6㎡以内とする。」，白沢宿周辺
エリアにおいては，「1敷地内の表示面積の合計は10㎡以内
とする。」と規定し，まちの規模に応じた総量の上限を設けるこ
とで，屋外広告物の乱立を防ぎ，良好な景観の保全を目指して
います。

次に，配置・位置の基準ですが，白沢宿エリアにおいては，「高
台からの眺望や歩行者の視点からの見通しに配慮した表示位置
とする。」，「道路上に張り出さない位置とする。」，白沢宿周辺エ
リアにおいては，「歩行者の視点からの眺望や見通しに配慮し
た表示位置とする。」，「道路上に張り出さない位置とする。」と
規定し，まちなみや沿道の見通し景観の保全を目指しています。

次に、種別の基準ですが、両エリアにおいて、「自家用広告物のみとする。」と規定し、野立て広告物が景観形成の障害とならないよう配慮しています。

次に、その他の基準ですが、両エリアにおいて、「広告物の照明は、柔らかな光源色を使用し、情緒ある夜間景観を演出する。」と規定し、夜間景観にも配慮しています。

次に、種類別基準に移ります。まず、屋上広告物の基準ですが、両エリアにおいて、「最上階には表示しない。」「表示基数は1基までとする。」「表示面積の合計は、3㎡以内とする。」と規定し、まちの規模を考慮し、面積や基数に制限を設け、景観を障害しないよう配慮した基準としました。

次に、独立広告物の基準ですが、白沢宿エリアにおいては、「表示しない。」と規定し、旧奥州街道の沿道の連続性のあるまちなみを障害しないよう配慮した基準としました。

白沢宿周辺エリアにおいては、「1敷地内の表示基数は、2基までとする。」「1広告の高さは3m以下で、表示面積は3㎡以内とする。」と規定し、田園景観に配慮し大きさや基数などに制限を設けました。

次に、壁面広告物の基準ですが、両エリアにおいて、「表示基数は2基までとする。」「表示面積の合計は、3㎡以内でかつ壁面積の1/20以内とする。」「ただし、塀、柵などの工作物を利用して設置することはできない。」と規定しています。

また、突出広告物の基準ですが、両エリアにおいて、「突き出し幅は建築壁面より1m以下とし、道路面への突き出し不可とする。」「設置位置は建物の軒高さ以下とする。」「表示基数は1基までとする。」「表示面積は、1.5㎡/面以内、3㎡/基以内とする」と規定し、これらの基準は、まちの規模を考慮し、面積や基数に制限を設け、景観を障害しないよう配慮した基準としました。

具体的な掲出イメージは、右上の図のように考えております。

最後に、その他としまして、上記の基準のほか、宇都宮市屋外広告物条例の許可基準についても遵守することとなります。

以上が屋外広告物の景観形成基準となります。

なお、宇都宮市屋外広告物条例の規定により、屋外広告物は許可を受けて掲出するものでありますので、景観形成重点地区の指定と併せて、宇都宮市屋外広告物条例に基づく広告物景観形成地区に指定し、この屋外広告物の景観形成基準を、広告物の許可基準とするものであります。これにより、景観条例と屋外広告物条例の連携及び整合性を図るものです。

また、道路の占用物件につきましても、大通りで指定したとおり道路管理者と協議を進めて参りたいと考えております。

最後に、2枚目裏面の「補足 マンセル表色系による色彩表現について」は、マンセルの基本的な解説ですので、ご覧いただければと思います。

以上で、資料1の説明を終わります。

最後に、諮問事項1に戻りまして「4 今後のスケジュール」ですが、本日ご審議いただいた意見等を踏まえ、今後、景観計画の変更(案)としてまとめ、平成24年1月に素案の縦覧・公聴会を実施し、2月に都市計画審議会に意見を伺いまして、3月に景観審議会において案をご審議いただきまして、景観形成重点地区等の指定の告示を行いたいと考えております。その後、6月に景観条例改正案を議会提案いたしまして、7月から改正景観条例の施行を目指しております。

以上で、議案の説明を終わります。

藤本会長

事務局からの説明が終わりました。細目に渡りご説明がございましたが、資料は事前に確認していると思います。ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

小花委員

資料1(2)行為の制限の建築物等の外壁・屋根の色彩についてですが、使用できる色彩は別表1のとおり暖色系とあり、

無彩色が入っていないのですが、昔から蔵などは白壁に、黒瓦というのが歴史的にある。色相の制限があっても、明度、彩度により白や黒に近いものは作れるが、無彩色を除いたのは意図的なのか、あってもよいのではないのでしょうか。

それから、屋外広告物の色彩制限の別表3地色以外に使用できる色彩の範囲ですが、地色以外の部分は文字になると思うので、無彩色を入れておいた方がよいと思います。

それから、エリアの境界というのは、白沢宿エリア、白沢宿周辺エリアの境界は道路を挟んだかたちでエリアがはっきりと分かれているのか。色彩などもそのエリアによって違うので、その辺がどうなっているか。

藤本会長 3点ございましたが、事務局より説明をお願いします。

書記 1点目の色彩制限に係る無彩色に関してですが、別表の表では言葉（マンセル値）としては、暖色系の色彩として表現しておりますが、その下の色票をご覧くださいますと、暖色系の各色相のNとある色が無彩色にあたる色でありまして、無彩色も使用できるものとしています。

会長 確認しますが、別表1のどれが無彩色にあたるのですか？

書記 各色相の色票の横軸が彩度の値となっておりましてN~14とあるNが無彩色になります。

小花委員 これは、表の中にも言葉で無彩色について記載しておいたほうが親切なのではないのでしょうか。

書記 表現については工夫させていただきます。

藤本会長 そうすると、無彩色の取扱いについては建築物と屋外広告物の両方に共通することですね。

書記 はい。そのとおりです。

藤本会長 それでは、もう1点につきましてお願いします。

書記 エリアの境界部分についてですが、白沢宿エリアと白沢宿周

辺エリアの境界部分につきましては、道路で区切らせていただいております。また、白沢宿エリアについては主に道路で区切り、白沢宿周辺エリアについては南側は道路との境界、東側については鬼怒川河川敷との境界、北側については自治会の境で区切らせていただいております。

藤本会長 白沢宿エリアと白沢宿周辺エリアの境界は裏通りで区切っていますか？

書記 はい。両エリアの境界は裏通りにあたる道路で区切っています。

藤本会長 都市計画区域で、用途地域で区別していますか。

田辺幹事 どちらも市街化調整区域です。

藤本会長 農業振興地域、農用地区域ですか？

田辺幹事 農業振興地域内であり、特に白沢宿周辺エリアについては農用地区域でありまして、圃場整備が施工されております。

藤本会長 他にご意見、ご質問ありますか。富委員お願いします。

富委員 参考資料3の写真と資料1のパーズを見比べると、電柱があるか、ないかで全然違います。パーズの方が電柱がなくきれいです。また、現地を何回か見たが、舗装面が普通のアスファルトの黒舗装になっている。積極的に景観形成重点地区指定をするのだから、お金は掛かりますが、せめて電柱の地中化や舗装面を変えるなど行うことで、イメージを変えることも必要なのではないか。守って規制するだけではなく、市として積極的な姿勢をとるのか、どう取り組むのか確認します。

田辺幹事 公共施設は景観に与える影響が大きいということで、十分景観に配慮していくものであります。白沢地区についてはメイン通りが県道でありまして、道路管理者と協議をさらに進めていくところですが、一通り道路整備は終わった段階です。電柱地中化につきましては、先ほど事業費の話もありましたが、事業を進めていけるかは管理者と協議していきたいと考えておりま

す。現在は地中化ができるという方向まで確認がとれていませんので、この景観計画の中には記載はしておりません。

富委員 何らかの計画書の中に、その方向性に向かっていくという形で残していただきたいです。

藤本会長 審議会として、このような意見があるということは何らかの形で残していただきたいと思います。

藤本会長 余談ですが、最近、自転車道がブルーに塗られていますが、市の方でどのような決め方をしたのですか。

田辺幹事 自転車通行帯については、警察の方が道路交通法の関係で、基準色の青色を推奨色として設けているので、最近ブルーに染められています。道路管理者との協議になるが、青系の詳細について、どの彩度を使うかなどは、安全性と景観の両方の兼ね合いで決まっていくものであり、まだそこまで検討が進んでいませんので、今後検討していきたいと考えています。

藤本会長 十分検討していただきたい。

田辺幹事 また、従来は歩行者の安全性のため路側帯の通行帯やスクールゾーンを緑で整備していたので、現在は青と緑の両方の色があり、景観的視点から統一性がとれていません。今後は、交通管理者、道路管理者と十分協議していきたいと考えております。

藤本会長 ありがとうございました。他にどうですか？梶原委員お願いします。

梶原委員 色彩の話が出ていましたので、資料1(3)の屋外広告物の表示・掲出に関する行為の制限の意匠のところの色彩について伺います。地色の部分は影響が大きいことから無彩色と茶系と規定しているが、茶色が曖昧であります。影響が大きいところなので、もう少し厳密に決めた方がよろしいのではないのでしょうか。こちらマンセル値で範囲を決めるなどした方がよろしいのではないかと。

一つ前になりますが、(2)建築物及び工作物に関する行為の制限の建築物の形態意匠の基準で、「歴史的な風情を残す建築

物の外観や、大谷石を活用した石蔵などの保全・活用に努める。」とあり、保全活用するとのことですが、取り壊しに対しての対処はあるのか。保全していくという場合に、新たなものを建築するときのみ申請する確認申請だけでは、審査できない。取り壊しを届けることなどしていくのか。そういうシステムは対処できるのか、伺いたいと思います。

次に、形態の最後の基準「屋根は2方向以上に勾配を有する形態に努め、素材については和風感のある瓦又はそれに準ずるものとする。」という基準ですが、屋根は2方向以上に勾配するのというのは、切妻の屋根などを想定していると思うが、参考資料2の現況写真にある造り酒屋の店舗のような片流れについてはあまり推奨しないのか。

以上3点について伺います。

田辺幹事

1点目の、屋外広告物の地色の部分についてですが、茶色の範囲については、マンセル値での表記について検討します。

2点目の大谷石蔵などの建物を取り壊しをするときの届出手法ですが、現在の仕組みでは確かに取り壊しを行政で把握する手段はありませんが、この計画を理解していただいて、誘導していくことに努めてまいりたいと考えております。

次に、屋根についてですが、説明会でも同様の質問を受けておりました、この2方向に勾配するというのは、切妻に限定しているのではなく、寄棟なども想定しており、どちらかという陸屋根は好ましくないという基準となっています。この基準は努力義務の基準であり、個人の財産の制限になるところもありますので、話合いの中で誘導していきたいと考えています。

梶原委員

取り壊しについてですが、何か届出する努力義務のようなもの、又は取り壊すときに事前に申し出るシステムはできないか。知らないうちに、素晴らしい建物などが取り壊されることはよくあることです。できれば、どのようなかたちがあるのかは分かりませんが、方策を考えられるとよろしいのではないかと。

屋根については、切妻が主体ということで、片流れは謳われていないということで、努力義務としては基本的には両方向に流れていることや寄棟などが求められるということですね。

藤本会長

この地区で勾配が何度ぐらいで共通しているのか調べて、それを指定して約束ごとにする必要もあるのではないかと。

な勾配が入り混じっていてもよくないし、棟方向がどの方向かということも重要でしょう。

梶原委員 平入り，妻入りなのか，というのも基本的には必要でしょう。

田辺幹事 片流れについてですが，基本的には片流れではなく両方向の勾配となりますが，この景観形成を路線的に指定する場合，公共空間からの景観，道路からの景観となりますことから，道路方向に向いて屋根があった場合，後ろ側は見えないという場所もあるので，やはり協議の中で，意匠を和風にする，宿場町の風情を残すようにしていく，ただし基本的には2方向に勾配するものとして弾力的に運用していきたいと考えています。

藤本会長 取り壊しに関して，法制度内では景観重要建造物とか景観重要樹木とかの指定制度があります。その指定をすれば，チェックが入るけど，まずは指定しなければなりませんね。

田辺幹事 今，ご指摘のようにの景観重要建造物や景観重要樹木の指定は景観法の中に制度としてありますので，指定されれば，それ自体は保存されるようになりますが，歴史的に相当価値がある，松が峰教会など，そういうものが指定の優先順位としては高いと考えており，なかなか個人住宅を指定し活用するまではできない。それぞれ所有者の意識の向上で保存活用せざるをえないと考えております。

藤本会長 他にいかがでしょうか。赤羽委員。

赤羽委員 屋外広告物の種類別基準で，当然といえば当然なのですが，屋上広告物の基準で「最上階には表示しない」という基準，これは入れていただけているので，ありがたい。

もう一点，相対的にイメージがわからない。例えば，良好なケースやモデルケースがあれば，多少わかりやすいのではないかと，という気がします。

また，共通基準の意匠の基準で，「素材については，木や石などの自然素材，それに類するものの使用に努める。」というところで，禁止素材を定めるといった踏み込んだ基準は不可能なのではないでしょうか。例えば，現地を見ると，電柱がありますが，地中化はまだいつになるか不明ですよね。その場合，電柱広告や素

材で言えばトタン広告を，このエリアでは掲示できない，使用できないとすることは不可能でしょうか。

もう一点，京都の嵐山では，まだ電柱の地中化がされていないが，電柱自体は環境色の茶系の栗色に近い色で統一されている。当分，地中化が難しいのであれば，環境色にその周辺の電柱を塗り替えることも必要なのではないか。その辺も含めてお答え願います。

田辺幹事

屋外広告物の規制については，所有者の方も敏感なところでありまして，広告物の機能そのものが目立たせるところもございまして，この基準のレベルはワークショップの話合いの中でも検討しましたが，商売する方にとってはぎりぎりの範囲であると考えています。制度上は，禁止素材を明記することも可能ですが，合意形成の中では，このような基準で納まったというのが現状です。また，「自然素材，それに類するもの」というのは，擬木なども使用できるとして考えており，ただし，電飾などは禁止していきたいと考えています。

電柱についてですが，これは占用物件で占用者が東電やNTTとなります。今後は道路管理者と占用についての基準の協議を進め，方向性というのを決めていきたい。ただし，それがすぐ，その占用基準で色の塗替えを要請できるかというところではないので，実現するかどうかは，予算の問題などもあるので，十分協議していきたいと考えています。

赤羽委員

よろしく願います。

藤本会長

実際には，こげ茶に塗っているところも結構ありますよね。それができるかどうかは，やはり予算の関係があるのですか。

田辺幹事

電柱の塗替えは経費がかかることですが，更新もありますので，そのタイミングで占用者と十分協議していきたいと思います。また，地元での景観の取組の盛り上がりや，市の取組姿勢が高まれば，占用者である企業も社会的な協力といった視点から，考えが変わってくることもあろうかと思しますので，市としては積極的に取り組んでまいります。

上田委員

白沢宿エリアには空家はありますか。

田辺幹事	把握はしておりません。
上田委員	<p>もしかしたら、空家があるのかなという印象を受けました。これからは、どこでも高齢化が進みますが、このエリアでも高齢化が進み、相続の問題が出てくると思います。先ほど、梶原委員からもありましたが、建物の更新がされるのであればまだよいが、更地になるのは避けたい。宇都宮市内でも、あれだけのまちなみが残っているところはありませんから、今あるシンボリックな建物はできるだけ保存していくということに対して、何か基準の中で言及していただきたいなと思いました。</p>
田辺幹事	<p>建物がなくなっていく、それはまちの活力そのものがなくなっていくことになりますので、地域の協議会において、まちそのものが活性化していく、そういう活動に取り組んでいきたい。地域の人とイベントやお祭りなど、まちの活性化に取り組み、経済面からも取組を進めていきたい。</p> <p>また、景観形成重点地区指定後は、修景補助金の制度もありますので、高いレベルでの修景を行うものに対しては支援していきたいと考えています。</p>
富委員	<p>周辺エリアについてですが、ここは郊外の田園地帯で大きな景観のファクターとして雑草の問題がある。私は、仕事が建設コンサルで、郊外の道路や公園の設計を行うことがあります。必ず雑草の問題が出てきます。参考資料2の写真で見ると、きれいな西鬼怒川の田園景観に見えるが、ガマなどの雑草がある。これは、維持管理をきちんとするかしないかで、河川景観、田園景観が全然違うので、草の問題を何らかのかたちで条例の中に入れておいて、公共空間の場合、河川管理者にお願いしなければならない。市の内部、県とも連携をとって、重点地区という位置づけを活かしていただきたい。</p>
藤本会長	それは、承っておくということによろしいですか。
富委員	はい。
岡田(豊)委員	<p>先ほど、梶原委員、上田委員からも歴史的な建物等の保全・活用についてはいろいろと意見をいただきましたが、私もその通りと思います。また、市の方から、修復に対して支援制度を</p>

設けているとのことですが、これは重点地区指定になってからになるのでしょうか。というのは、今回の震災で影響を受けている建物が多いです。影響を受けている建物は、明治のころとか古いものに集中している。その辺はどのように支援して下さるのか。参考資料2の写真にある土蔵の蔵はかなり被害を受けていた。それなので、無くなってしまわないかと心配していた。ぜひ、残していった活用していく方につなげていただきたいと思います。

田辺幹事

修景の助成については、重点地区指定後となります。指定までの活動については、活動交付金という形で用意しており、指定後はこの「魅力ある都市景観づくり整備費補助金交付要綱」に基づいて1軒あたり最大200万円の補助金を用意しております。震災に関しての助成につきましては、災害支援法等の別の方で支援しています。白沢地区でも、大谷石の塀や土蔵のひび割れなどがありました。半壊以上でないと支援が受けられないという状況なので、個人の対応ということに現状ではなりません。

藤本会長

現状ではそうですね。
他にございますか。山島委員。

山島委員

資料1の届出対象行為のところ、意味がわからないところがあるのですが、の届出対象規模のところ「上記のと対象行為のうち変更の範囲が建築物、工作物の全体の2分の1を超えるもの」とありますが、この対象行為とは何ですか？

田辺幹事

例えば、建物や工作物の建築で、建築確認が必要なものすべてが対象となります。

山島委員

とは建築確認が必要なものすべてですね。は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更ですが、これは建築確認が要りません。そこに対象行為のうちと書いてありますが、これは、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、それが全体の2分の1を超えるものということであれば意味が通じるのですが、そういう意味ではないのですか。

- 田辺幹事 そういう意味です。表現を修正いたします。
- 山島委員 もうひとつ、(2)の建築物及び工作物の行為の制限の色彩のところで、「5%以内の範囲」というのはわかるが、「慎重に用いる場合」の「慎重に」というのは意味がわからない。条文としてはこういう表現は使えない。「5%の範囲で影響が少ないもの」とかの表現ならわかるが、「慎重に」というのは、審査基準にならない。
- もう1点、屋外広告物のところで、屋上広告物は「最上階には表示しない。」とありますが、最上階とはどういう意味でしょうか。屋上は最上階ではないということでしょうか。これは最上階の階には表示しないということなのか、例えば10階の建物であれば10階の階には表示しないということですか。それであれば、屋上ではないでしょう。屋上広告物の定義が意味ない。屋上に設置しないなら、屋上広告は存在しない。この表現がよくわからない。
- 藤本会長 そうですね。事務局でご検討いただければと思います。
- 書記 屋上広告物についてですが、資料1の(3)右側のイメージ図をご覧ください。最上階に設置できないというのはこのイメージのとおりとなります。
- 山島委員 イメージの絵で見ると、最上階の屋上には掲出できないとなっていますね。最上階に設置できないなら、他にどこに掲出できるといえることですか。
- 書記 参考資料2の現況写真の をご覧ください。こちらの2階建ての店舗では、最上階にあたる2階の屋根の上には掲出せず、1階の屋根の上に広告物を掲出しています。このような屋上広告は掲出できるものとした基準です。
- 山島委員 これは、「屋上広告は、最上階には表示しない。」という表現ではわかりにくい。屋上は、普通1個しかないと思いますよね。屋根が2箇所以上あった場合に、最上階は掲出できないと書いたほうが分かりやすい。参考図もわかりやすくした方がよいですね。

- 田辺幹事 ありがとうございました。修正については工夫していきたい
と思えます。
- 藤本会長 先ほど、山島委員からもありました「建築物の色彩の基準の
アクセントカラーとして外壁の5%以内・・・」の基準ですが、
この5%というのは、何か外的な基準があって数値をとっている
のですか。というのは、屋外広告物の基準では広告物の大き
さを何㎡以内かつ何分の1以内とすると基準を設けているのに
対し、建築物の基準では5%以内というだけでは、大規模の壁
面を想定した場合の5%だと人間のスケールに対して強烈にな
りますよね。そういう問題は含んでいるのか。
- 田辺幹事 一般的に、色彩景観ガイドラインの中で、5%はアクセント
カラーとして許容しているところですが、これを絶対の数値と
するかは内部でも検討しましたが、こちらの、白沢宿エリアの
敷地割りは短冊状で規模が小さいという状況があり、大規模な
建築物が建たないという前提もあり、さらに敷地割りを保全し
ようという基準も盛り込んでいるので、この数値にしています。
- 藤本会長 白沢地区の場合は、これでよかろうということですね。
他にいかがですか。
- 岡田(義)委員 資料1の(2)建築物及び工作物に関する行為の制限の緑の
保全・緑化等の基準で「崖線の斜面緑地や寺社などの貴重な樹
木、地区のシンボルとなる樹木を保全・活用する。」とありま
すが、この文章だと、寺社は樹木と捉えてしまいますので、「寺
社を取りまく」又は「寺社にある」貴重な樹木と表現を変えた方
がよい。
それから、先ほど意見がありました、届出対象行為の確認申
請の件ですが、これは、外観の変更等でもある一定の規模を超
えると確認申請が必要になりますので、それを対象として言っ
てるのですよね。
- 田辺幹事 先ほどの話は、そうではありません。確認申請が必要でない
ものについても、外観の変更等の場合、届出対象となるもので
す。
- 岡田(義)委員 それでも、2分の1を超えると届出対象になるのですよね。

山島委員

それは、届出対象の の建築物の建築などに含まれる。大規模の修繕については に含まれると考えるから、 はそれ以外の修繕や模様替えを対象としたものです。

岡田(義)委員

わかりました。

それから、建築物の保全・活用で取り壊しの問題がありましたよね。これは、建築基準法第15条で除却届出を出さなければならぬ。しかし、残念ながら、市ではなく県に出すことと、義務者が建築主ではなく施工者が出すことになっています。歴史的に重要な建物ではなくとも、景観の形成に役立っている建物もありますので、除却届出があった場合に、市に通知してもらうなど連携することで、現行の法の中で対応できるものもあるのではないのでしょうか。

田辺幹事

ありがとうございました。ただいまの仕組みについては県と協議していきたいと思います。

藤本会長

他にございますか。小路委員。

小路委員

今回、建築物や屋外広告物の私権を制限して、こういった基準を設けて、計画に位置づけ、手続きを進めていくわけですが、私権を制限するということは、それ自体デメリットだけでも、それにかわるメリットがあるということで、このような仕組みがあると思います。まず、一点伺いたいのは、地元の住民たちは、まちづくりや景観づくりに取り組んでいるということですが、このように私権を制限することに対して地域で合意ができていないと思いませんか。

中には、いろいろな方がいるのと思うので、規制が必要なのだと思いますが、そのメリットは、景観を形成して、地域の誇りを感じるとか、あるいは観光地としていろんな人に見てもらい、お金を落としてもらうなどの目的があると思いますが、目的を目指して取り組んでいく際に、この規制はごく一部になると思うし、いろいろな意見がありましたが電柱なども含めて取り組んでいくことと思いますが、この地区の景観をよくして、うまくもっていこうということをどこかにまとめて書いているのでしょうか。ここでは、規制の部分だけが主に書かれているのですが、何を目標にしてやっていくのかという全体像が見え

ないので、その辺はどこかに決まっているのか、あるいは地区の住民が自主的にやっていて、今回は規制だけでよいのか、その辺を教えていただきたいと思います。

田辺幹事

ただいまのご質問ですが、景観形成重点地区をそもそも指定した理由ですが、景観法が平成 16 年に制定され、国では美しい景観の日本を創っていきこうとしています。そのような中で、本市では宇都宮市景観計画を平成 20 年に施行し、市全域を景観計画の区域として、その中でも誇れる景観、美しい景観、特徴ある景観というものを景観形成重点地区として方向付けし候補を挙げている。本日配布しました資料の宇都宮市景観計画の 10 ページをご覧ください。景観形成重点地区の候補地になりますが、これは市内全体の中で整理をした上で選定しており、白沢宿についても、誇れる景観としてとらえ、選定しております。先ほど説明の中にもありましたとおり、地域の方々が「奥州街道白澤宿の会」を組織し、景観も含めて宿としての保存活動をしていました。そのような方々をコアメンバーとして、協議会などを設立し、今回の景観形成の仕組みをこの地区に適用していこうということで話し合いを進めてまいりました。その中で、合意の段階ですが、最初の取組の中では、一部反対もあり、規制の内容ではなく、規制それ自体を反対する方がいました。しかし、長い協議の中で、景観を守ることが、地域の価値も上げるとい認識になっておりまして、景観形成を進めることについては、現在では、説明会など行い賛成の方向にある状況です。

小路委員

概ね地域の合意は取れているということですが、地域の方からこういう規制をかけたいという話があって、今回の指定につながっているのでしょうか。

田辺幹事

白澤宿の会の活動は、景観形成の規制をかけるというところまでは考えていない活動をされています。今回、景観計画の景観形成重点地区にするというのは、市の方から働きかけ、話し合いの中で進めてきており、現在は地区住民の方、全権利者の方にも、内容についてお知らせした上で、大きな反対はないという状況であります。地区指定をすることに対しては、明確な反対はありません。

小路委員

そうすると、地域の景観をよくしていこうというのは、この

地域の住民の方が中心となって、すでに行ってきているし、そういう中のひとつとして、建築物等の規制を位置づけしているということですか。

田辺幹事 そのとおりです。

橋本委員 看板に携わる者としては、今回の屋外広告物の制限の屋上広告物の制限については、屋上広告物というものが景観を非常に壊すと考えるので、この基準には大賛成です。

次に、壁面看板ですが、3㎡以内という基準ですが畳2枚弱の大きさなので、妥当な大きさだと思っています。

もう一つ、広告物の照明ですが、最近は政府でも盛んにLEDを勧めています。LEDの光というのは柔らかい光ではなく、鋭利な光で、シルバーとかですよ。価格的には高いが、長持ちするということで推奨していますが、これは基準とは合わないが、仕方ないのでしょうか。看板としては、フィルムの彩度を落として貼れば、大分柔らかい光になります。そういった対応はできそうな気がします。

藤本会長 地区に対して、そういうご提案をしていただきたいと思います。

橋本委員 それから、夜中まで電源を点けていてよいのかという問題もあります。例えば、このような地区では、10時になったら消すなどの制限をしてもよいのではないかと思います。

藤本会長 そういうご意見も報告しておきます。
他にございますか。

竹村委員(代理) 交通管理者の視点から伺います。例えば、交通管理者が管理している交通標識や信号機などについて、この計画を指定した後に、変更して欲しいといったことが出てくるのか、もし出てくるのであれば、早めに相談していただきたいと思います。

田辺幹事 現時点では、交通標識等に関しては、景観計画における届出行為ではないので、あくまで協議となります。交通標識等の表示板については法令で決まっているので変更は難しいが、その柱については変更できるか協議していきたい。先ほど、電柱の

占用許可の話がありましたが，その運用を進める中で，そのような協議ができるよう早めの相談をさせていただきたいと思います。

藤本会長 他にございますか。伊澤委員。

伊澤委員 まちを歩いていると，市でつくっている遊歩道とかいろいろありますが，それをきれいにしていくことは大切です。水場，屋根，トイレがあると人が集まってくるので，浮浪者の問題がある。白沢は街中ではないので，この問題はないかと思います。まちを保全していくことには，地元の方が賛成ということですので，子どもから高齢者まで，まちぐるみで保全を進めていけるとよいと思います。これからは定年退職後の人材も活用して保全活動につなげるとよいと思います。

藤本会長 はい。他にございますか。井澤委員。

井澤委員 ご存知のとおり，ここ白沢宿は県道でございます。現在の水路は，10年以上前に白沢宿の保全ということで県で整備しました。そのころから，地元の方の意識が高く，白沢宿ということに対して非常にプライドを持っていると思えました。今回指定ということで，10年前を思い起こしながら，1週間前に久しぶりに現地を歩いてみました。やはりきれいになっている。みなさん，たぶん自分の軒先をきれいにしているのだと思います。さきほど，伊澤委員から保全の話がありました，また富委員から河川の保全が出ましたが，勝手なことを一言言わせていただくと，予算が厳しく，維持管理の費用の増額はほとんどできません。今，お願いしているのは，足りない部分を地元の方のボランティアをお願いしている。例えば，田川については，いろんな団体，地元団体や企業団体により毎月清掃していただいている。本当に助かっている。白沢宿は県の宝でもあるし，市の誇れる地域でもある。われわれ行政も一生懸命やるが，地元の住民の協力を得て，きれいに保全していきたいと思います。

それからもう1点，電線類の地中化の提案もございましたが，これも勝手なことを言わせていただくと，電線類地中化は非常にコストのかかることであります。また，電線事業者にもご負担をいただくのですが，それも費用が高く，調整に相当難航します。先ほど赤羽委員から，一つの案として電柱を茶色にする

という提案がありましたが、これも何かのきっかけがあればできますので、そのきっかけがあったときには、われわれも努力していきたいと考えております。最後に白沢宿がすばらしい宿となるようお祈りいたしますとともに。我々もがんばりたいと思います。

藤本会長

ありがとうございます。

諮問事項(1)について、皆様から貴重なご意見をいただきましたが、この諮問事項(1)「宇都宮市景観計画の変更(素案)について」は、今回の審議の意見を踏まえ、この素案を基に案としてまとめていくということによろしいでしょうか。

各委員

異議なし

藤本会長

ありがとうございます。それでは、「異存なし」として答申いたします。

<報告事項>

藤本会長

続きまして、報告事項(1)「次期景観施策について」事務局より、説明をお願いいたします。

田辺幹事

それでは、報告事項(1)「次期景観施策について」ご説明いたします。

報告事項(1)をご覧ください。

まず「趣旨」ですが、魅力ある都市景観づくりの一層の推進を図るため、今後、概ね10年間で本市が取り組む具体的な施策事業を示した景観行政の推進計画を策定するものです。

次に「1 背景と目的」ですが、宇都宮市では、平成3年に「宇都宮市都市景観基本計画」を策定し、これに基づき景観施策を展開しているところでありますが、現在、より効果的な景観形成手法の導入や、ネットワーク型コンパクトシティの形成を掲げた「第2次都市計画マスタープラン(平成22年4月)」との連携など、時代に即した景観行政の展開が必要となっており、

一方、平成16年の景観法施行以来、景観行政の重要性に関す

る社会的認識が全国的に高まっており，従来の公共施設の整備に限らず，観光や文化，地域活性化など，今や都市戦略に景観の観点は欠かせないものとなっております。

このようなことから，より広い観点を加え，更なる景観行政の推進を図るため，今後の事業展開の方向性や具体的な事業計画を策定するものであります。

なお，本市の景観行政の計画体系と今回策定する推進計画の位置付けは，この図に示した形となっております。

今回策定する計画は，「都市景観基本計画」に示された景観形成の目標や方針を更に推進するために，具体的に取組んでいく事業をあげるものです。

次に「策定の進め方」ですが，現在の社会環境や実施事業の課題等を整理し，次期施策の方向性や具体的な事業案を庁内において取りまとめ，次回の景観審議会に諮問し策定していく予定です。

なお，コメ印の注釈を付けております，これまで実施してきた事業につきましては，資料2をご覧ください。

左側が，都市景観基本計画で示された施策体系がAからDまでございます。

このAからDの施策に基づき，これまで20年間様々な取組みを行ってまいりました。第1期と記載いたしました景観法制定前は，大規模建築物等景観形成届出制度や，屋外広告物の規制誘導，まちなみ景観賞などの啓発事業を主体に実施してきたところであり，第2期といたしました景観法施行後では，景観計画の策定や景観形成重点地区の指定などに取り組んできたところでもあります。

今回は，表の右側の第2期と位置付けました部分を検討していくものになります。

以上が，資料2の概要になります。

最後に，報告事項1の資料に戻りまして，「3 今後の予定(案)」ですが，平成23年1月を目途に，庁内における検討を行い，素案を取りまとめまして，平成24年3月に，次回の景観審議会に諮問いたしまして，次期景観施策を策定してまいりたいと考えております。

「次期景観施策について」の報告は以上です。

藤本会長

ありがとうございます。では，ご質疑等ありましたらお願いします。

富委員

お願い事項にもなりますが、市の全体の事業の中で、やはり景観はかなり大きな事業要素だと思いますので、他の公共事業、先ほど井澤委員から公共事業の予算が厳しくて維持管理もままならないという話がありましたが、現実にはこのような話になっているとは思いますが、重点地区としていくつか指定されている中で、優先的に予算を考慮していただきたいということと、建設関係の各事業で、連携を取っていただいて、厳しい予算の中で、均一に予算を入れていくことは大事だと思いますが、積極的にメリハリのある予算調整をしていただかないと、景観行政は進まないと予想されます。ですから議会の中などで、景観行政を推していただきたいと思います。

大島幹事

景観行政に関わる市政全体として、選択と集中と私どもでは言っておりますが、それぞれ各分野ごとではあります。特に都市整備部の中でも、メリハリをつけて進めるということで、広く薄くではなく、力を入れるところは入れるという形で進めているところでございますので、ご意見を参考にさせていただきたいと思います。

藤本委員

ありがとうございます。他にはございますか。

山島委員

この推進計画は都市景観基本計画が前提の形になっているのでしょうか。これは第5次総合計画ですとか、今回の都市マスですとか、色々見ていると全然違っているように思います。基本計画を作るのは大変だと思いますが、この基本計画を前提に作るとなると、例えば二荒山神社の前などのエリアも違ってきます。推進計画の位置付けが基本計画を前提にという構想の範囲、ここの基本的な考え方を踏まえてとなると、今度の推進計画は非常に不自由があると思うのです。基本計画自体は立派なものだと思いますので、その考え方を前提につながり方を整理しなければ窮屈になってしまうと思いますのでよろしくお願ひ致します。

田辺幹事

資料に構想レベル・計画レベル・実施レベルとありますが、景観のビジョンは基本計画から変わっていないと捉えておまして、その後から景観法がついてきたという現状ですから、当然、行政として、この基本計画を今の時代に即して見直すとい

うやり方もございますが、その理念の部分が重要で、後は具体事業がついていくということですから、事業として、どちらに力を入れるかを考えまして、今後の具体的な施策一つ一つの方でまとめていく形をとりました。今回、基本計画を最上位に位置付けまして、確かに20年前のものではありますが、その理念やビジョンを踏まえた上で新たな計画として整理していきたいと思います。直接的に通常で言う基本構想、基本計画、実施計画というパッケージになっているのではなく、ビジョンと言う捉え方として整理してまいります。

山島委員 そこは資料でいうと構想レベル・計画レベル、実施レベルと繋がってしまうと、20年前の計画でやるのかとなりますから、表現に配慮していただければと思います。

田辺幹事 はい。表記を工夫して分かるような表現を考えたいと思います。ありがとうございます。

藤本会長 貴重なご意見をいただきました。
それと、体系図の左側にA～Dと20年前のもの、それで右端に第3期がA～Dに対応する形で、4つのカテゴリーになっていますが、この辺りも検討の対象になると思います。それから計画の順序もいきなり規制誘導の拡充となっていますが、やはり、今の時代は市民参加型でやっていくなど、いきなり規制誘導から入るのはちょっとと言う感じがします。色々検討事項があるのではないのでしょうか。

山島委員 今度の地区はまさに市民が前提で動いてきたわけですから、そこを踏まえて、検討するとよいではないでしょうか。

藤本会長 次期の計画につきましては、皆様のご意見を十分取り入れたものに出来ればと思っております。ありがとうございました。他にございますか。

小路委員 先ほど県の井澤委員からもお話がありましたように、公共事業予算が厳しい中で維持管理費が削減されております。我々は国道の管理をしておりますが除草の予算がなく年一回しか出来ず、非常に多くの苦情が来ているという中で、全く景観に配慮できる余裕がありません。それどころか予算削減の為に緑地を

コンクリートで蓋をしている状況で、日々景観にとってどうかと思いつつやらざるを得ないところです。その辺りの問題意識を共有していただき、場合によっては景観上のご意見を踏まえて、声を挙げていくことが必要だと思いますので、ぜひ意見を共有するなど連携を密にさせていただきたいと考えております。

藤本会長 よろしいですか。これからそのような時代になるということ
で、十分に検討させていただきたいと思います。他にございますか。

伊澤委員 景観審議会ではありますが、今は大変な不況です。私は商売
をやっており、お店は官公庁がお得意様ですが、そういったところの方々は不況と言う意識がありません。その中で予算が取れないのは当たり前で、どのようにして実施していくのか、どのようにして保全していくのかということになると、定年退職で輩出された方たちに協力を仰いで出来ないものか、ここだけでやるのではなく押し広げて飲み込んで、委員を増やすかは分かりませんが、それを含めたところで、取組みを広げてはいかがでしょうか。また、子どもたちの教育の為に、どうやって景観を保全していくかというところで、学校に協力を仰ぐなど、予算を勝ち取るだけでなく、そういったところに広げていくことこそが本当に望まれることで、市や県がやっていくべきことだと思いたいますが、いかがでしょうか。

藤本会長 ありがとうございます。皆さんのほとんどが感じているところだ
だと思いますので、ぜひ皆さんで問題・課題を共有していければと思います。審議会は市政の課題を議論する貴重な場でございますので、意見を活発にいただければと思います。よろしくおねがいします。他にございますか。無いようでのので、報告事項(1)「次期景観施策について」はよろしいでしょうか。

全委員 異議なし

藤本会長 では、異議なしと致します。
本日の議事は以上でございます。

<5. その他>

藤本会長 続きますして「５．その他」について事務局から何かございますか。

書記 事務局から１点連絡がございます。次回の景観審議会の開催予定ですが、来年の３月頃を予定しております。諮問事項としましては本日審議いただいた白沢地区の景観形成重点地区指定に伴う宇都宮市景観計画の変更(案)、及び景観施策の具体的な案についてです。よろしくお願い致します。

藤本会長 日程の件等、ご質問はございますか。最後に、委員の皆様から特に何かありますでしょうか。

全委員 なし

<6. 閉会>

藤本会長 それでは、これをもちまして第５回宇都宮市景観審議会を閉会いたします。長時間のご審議ありがとうございました。

終了